

静岡県人事委員会は、職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1171

職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則(静岡県人事委員会規則7-104)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>第4条 <u>期末手当について</u>給与条例第24条第7項ただし書、教職員給与条例第24条第7項ただし書及び警察職員給与条例第23条第7項ただし書の規則で定める職員は、前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(一時差止処分の説明書の交付等)</p>	<p>第4条 給与条例第24条第7項ただし書、教職員給与条例第24条第7項ただし書及び警察職員給与条例第23条第7項ただし書の規則で定める職員は、前条第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(一時差止処分の説明書の交付等)</p>
<p>第7条の5 (略)</p> <p>2 前項の処分説明書には、一時差止処分について、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の<u>県費負担教職員(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第37条第1項の県費負担教職員をいう。)</u>にあつては、<u>当該指定都市の長</u>)に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p>	<p>第7条の5 (略)</p> <p>2 前項の処分説明書には、一時差止処分について、知事に対して審査請求をすることができる旨及び審査請求をすることができる期間を記載しなければならない。</p> <p>(勤勉手当の成績率)</p>
<p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。</p> <p>(i) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において</p>	<p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者(その委任を受けた者を含む。)が定めるものとする。</p> <p>(i) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(次号において</p>

「再任用職員」という。)以外の職員 100分の180 (給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の220)

(2) 再任用職員 100分の85 (特定幹部職員にあつては、100分の105)

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
(略)		
高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表	(略)	
	職務の級2級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	<u>100分の5</u> (人事委員会が別に定める職員にあつては <u>100分の10</u>)
(略)		

「再任用職員」という。)以外の職員 100分の170 (給与条例第20条第2項等に規定する特定幹部職員(次号において「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の210)

(2) 再任用職員 100分の80 (特定幹部職員にあつては、100分の100)

別表第1 (第5条の3関係)

給料表	職員	加算割合
(略)		
高等学校等教育職給料表及び中学校小学校教育職給料表	(略)	
	職務の級2級の職員(人事委員会が定める職員に限る。)	<u>100分の5</u> (人事委員会が別に定める職員にあつては <u>100分の10</u> 、 <u>100分の12</u> 又は <u>100分の15</u>)
(略)		

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則(静岡県人事委員会規則7-1147)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附則 1～3 (略)</p>	<p>附則 1～3 (略) 4 職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第6項第1号に掲げる事務長に対する期末手当及び勤勉手当に関する規則第5条の2の規定の適用については、同条中「休職にされている職員」とあるのは「職員の給与に関する規則(静岡県人事委員会規則7-25)別表第2ア行政職給料表級別職務区分表第6項第1号に掲</p>

げる事務長並びに休職にされている職員」とす
る。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。